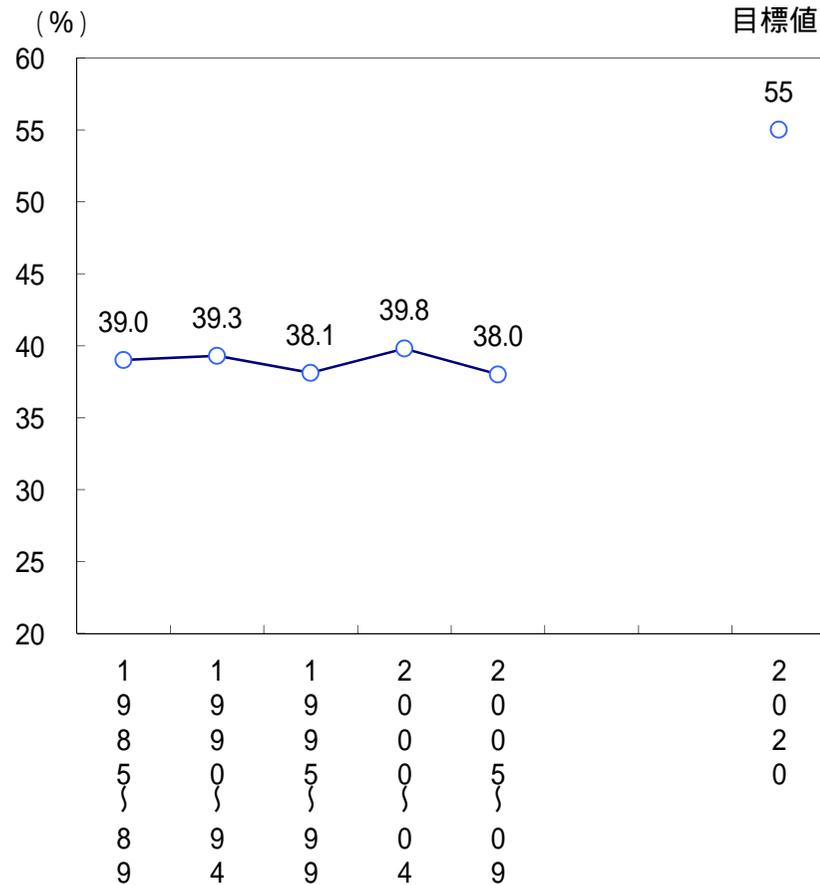


女性の継続就業率 指標

○ 女性の継続就業率については、ほぼ横ばいで推移。

第1子出産前後の女性の継続就業率



(備考)

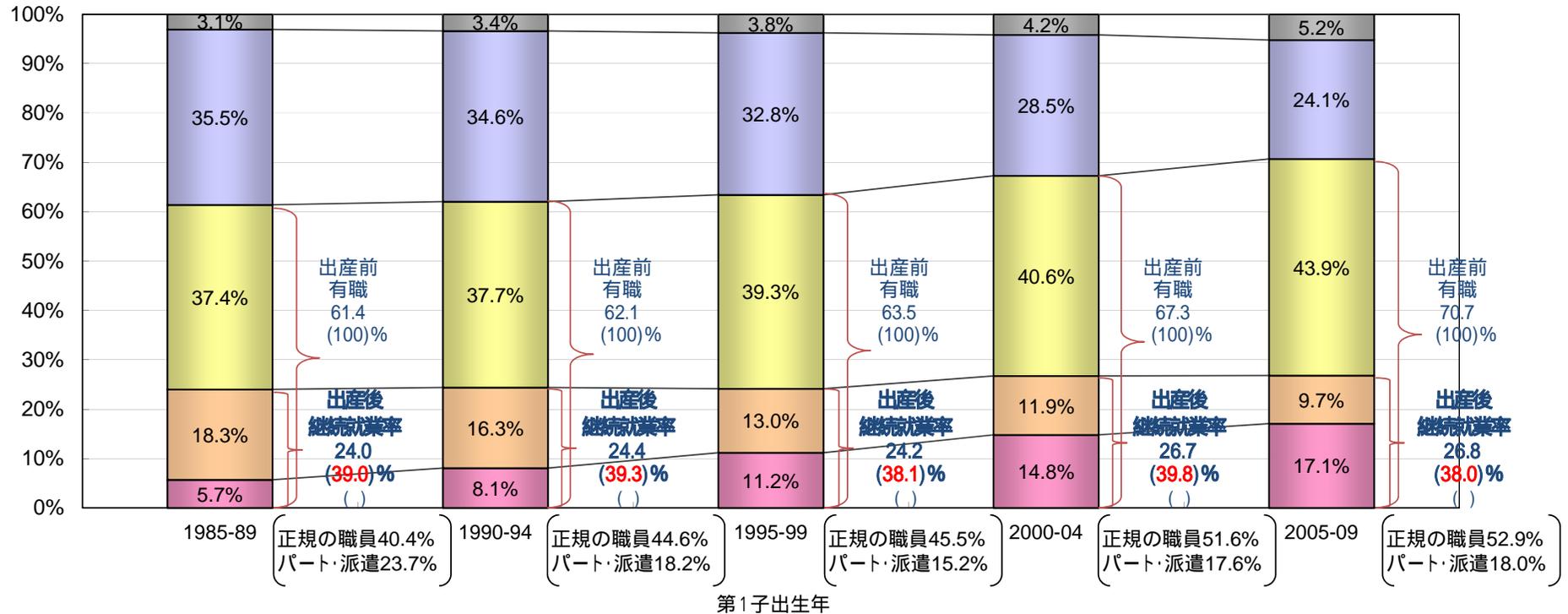
(子どもの出生年)

1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」により作成。
2. 数値は、当該年間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠判明時に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合。

女性の継続就業率

○ 育児休業制度の利用は拡大するも、出産前に就業している女性のうち第1子出産前後で継続して就業している者の割合は4割弱で長期的にあまり変化していない。

第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



■就業継続(育休利用) ■就業継続(育休なし) ■出産退職 ■妊娠前から無職 ■不詳

(備考)

- 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
- 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
- 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) - 妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
 就業継続(育休なし) - 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
 出産退職 - 妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
 妊娠前から無職 - 妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

4. ※()内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出。

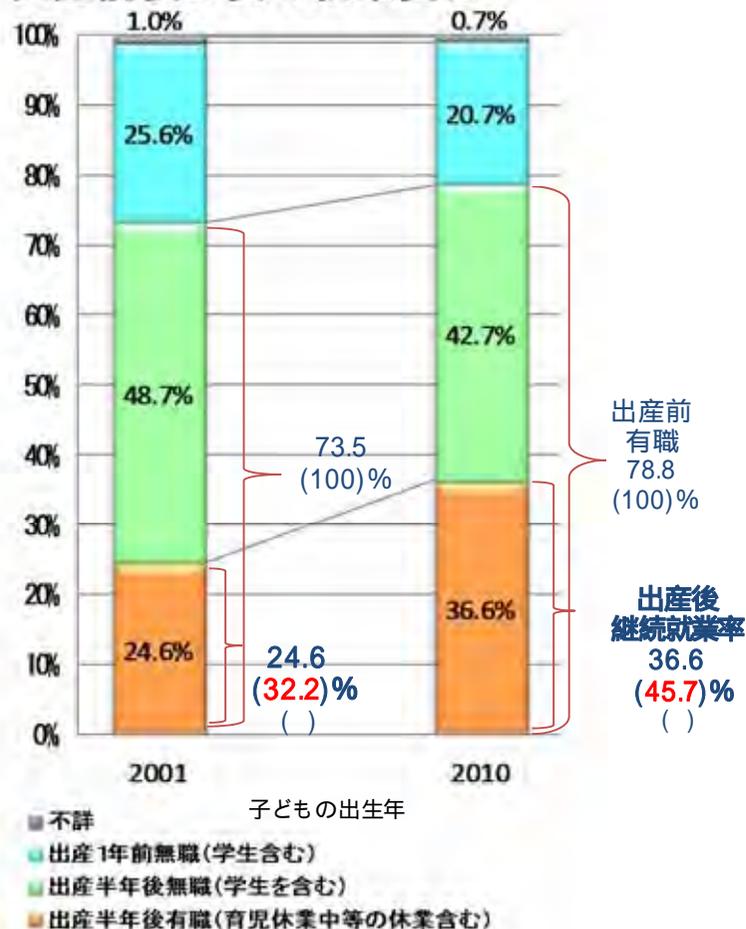
5. 就業継続率=出産前後の就業変化が「妊娠判明時就業～育児休業取得(または取得なし)～子ども1歳時就業」である妻/出産前有職の妻×100

(参考)

女性の継続就業率

- 平成22年(2010年)出生児を持つ女性について第1子出産前後の継続就業率をみると、10年前の出生児を持つ女性と比べ、継続就業率が向上しており、改善が見られている。

第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



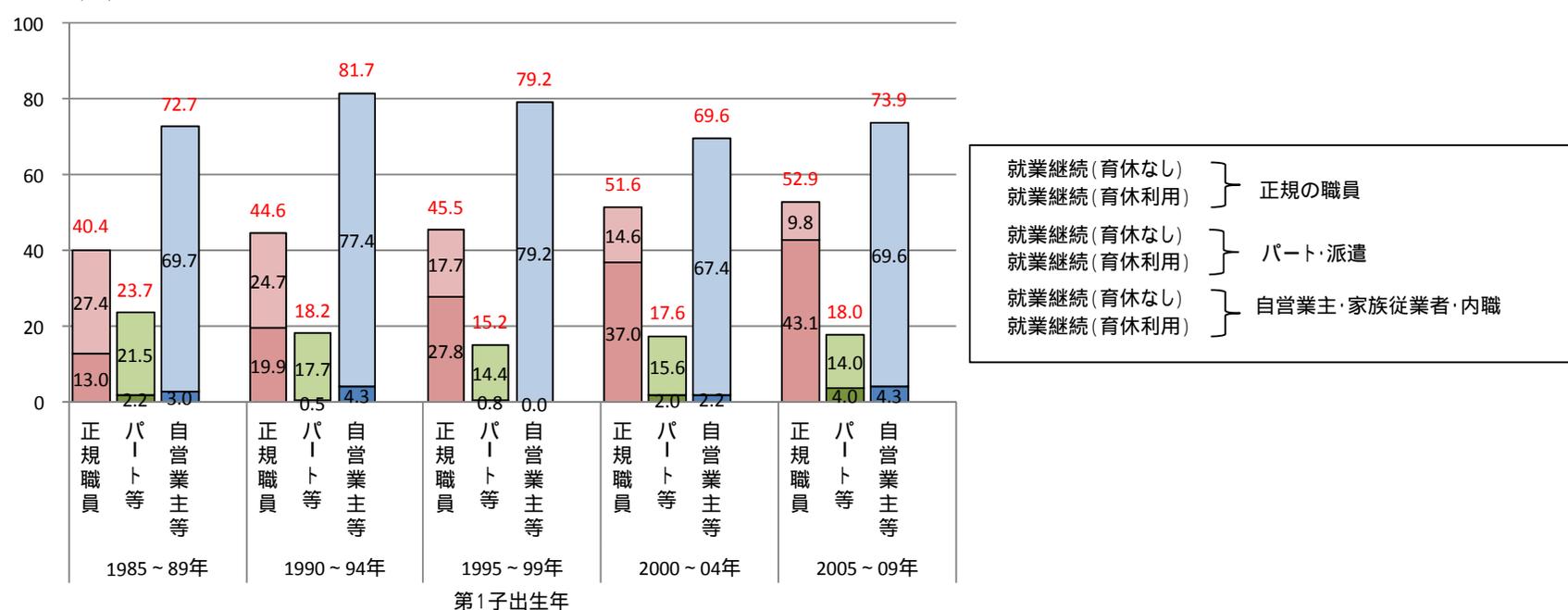
(備考)

1. 厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)」
2. ※ ()内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出。
3. 就業継続率=「出産半年後有職(育児休業中等の休業含む)」の母/「出産前有職」の母×100

女性の継続就業率(雇用形態別)

- 正規職員とパート・派遣に分けてみると、正規職員の継続就業率も5割を超えた程度であり、パート・派遣の割合はさらに低い。
- 25～34歳女性の雇用形態をみると、1990年の28.2%から、2012年の40.9%に、非正規の職員・従業員の割合が高まっている(総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細集計)」)。

出産前有職者の継続就業率(雇用形態別)



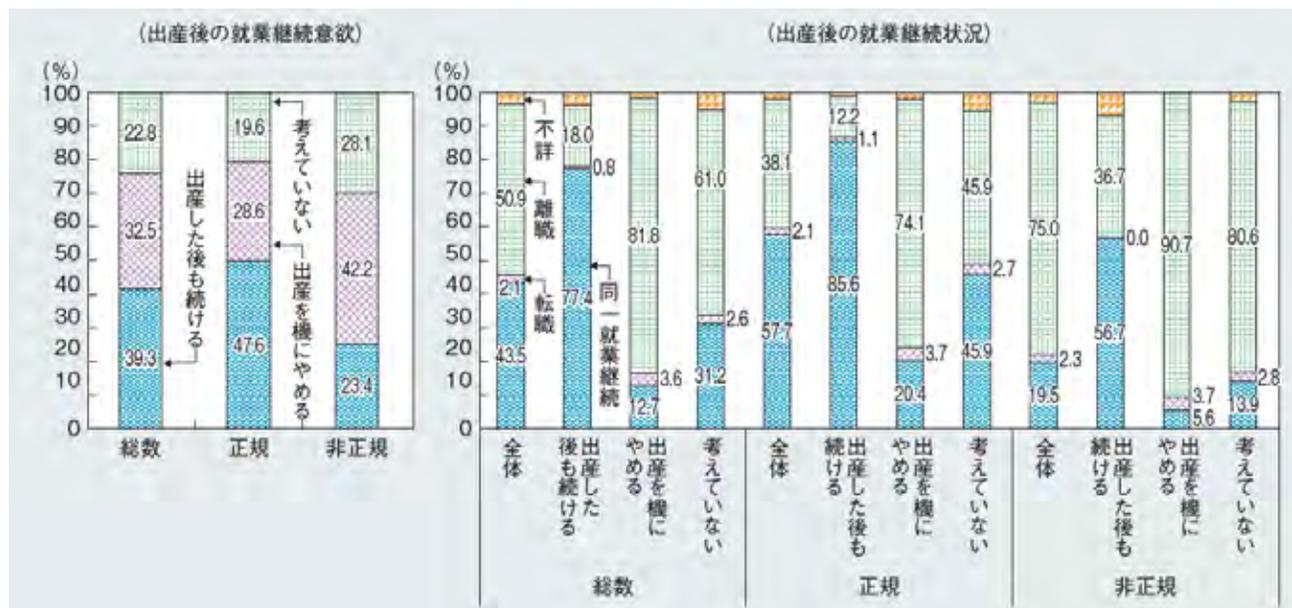
(備考)

1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) - 妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
 就業継続(育休なし) - 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業

女性の継続就業率(継続就業意欲・就業形態別)

- 就業継続を希望していた者が辞めている割合は、正規職員(12.2%)に比べて、非正規職員では、36.7%と高くなっている。

出産後の就業継続意欲と就業形態別にみた継続就業の状況



資料出所 厚生労働省「第9回21世紀成年者縦断調査」

(注) 1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③④に該当するこの8年間(2002～2010年)に子どもが生まれた同居夫婦である。

- ①第1回調査から第9回調査まで双方が回答した夫婦
- ②第1回調査時に独身で第8回調査までの間に結婚し、結婚後第9回調査まで双方が回答した夫婦
- ③第1回調査時に子どもなしの夫婦
- ④出産前調査時に妻が仕事ありであった夫婦

2) 出産後の就業継続意欲は、第1回調査から第4回調査までに出産した者は第1回調査時の、第5回調査から第7回調査までに出産した者は第4回調査時の、第8回調査から第9回調査までに出産した者は第7回調査時の状況である。また、上記就業継続意欲の該当調査回に妻が仕事あり以外、及び妻の子どもをもつ意欲が絶対欲しくないの夫婦を除く。

3) 「正規」「非正規」は、出産前調査時の状況である。

4) 総数には、出産後の就業継続意欲不詳を含む。

5) 8年間で2人以上出生ありの場合は、第1子について計上している。

女性の継続就業率(退職理由)

- 退職理由は、「家事・育児に専念するため、自発的に辞めた」が最も多く、非正規職員では5割弱となっている。そのほか、正規職員では、就業時間の長さ・両立支援制度が不十分等、非正規職員では、「体調不良などで両立が難しかった」も一定程度ある。

末子妊娠時の就業形態別末子妊娠時の退職理由



資料出所 厚生労働省委託三菱UFJリサーチ&コンサルティング「育児休業制度等に関する実態把握のための調査（労働者アンケート調査）」（2011年度）

(注) 1) 複数回答。

2) 集計対象は、①から③の者

①末子を妊娠中に退職した。

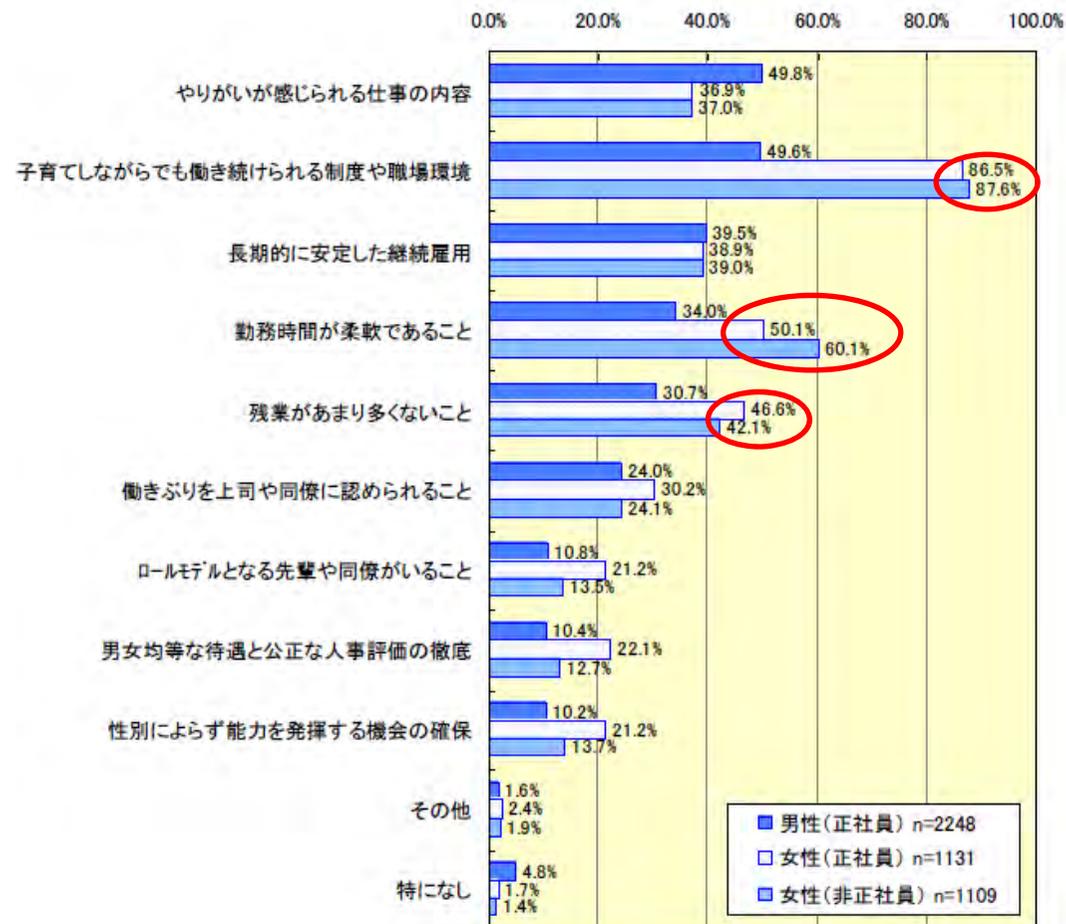
②末子の産前産後休業中、又は産休復帰後まもない時期に退職した。

③末子の育児休業中、又は育児休業間もない時期に退職した。

女性の継続就業率(継続のために必要なこと)

- 働き続ける上で必要なことは、正社員、非正社員共に「子育てしながら働き続けられる制度や職場環境」、「勤務時間が柔軟」、「残業があまり多くない」等。

子どもを持ちながら働き続ける上で必要なこと:複数回答



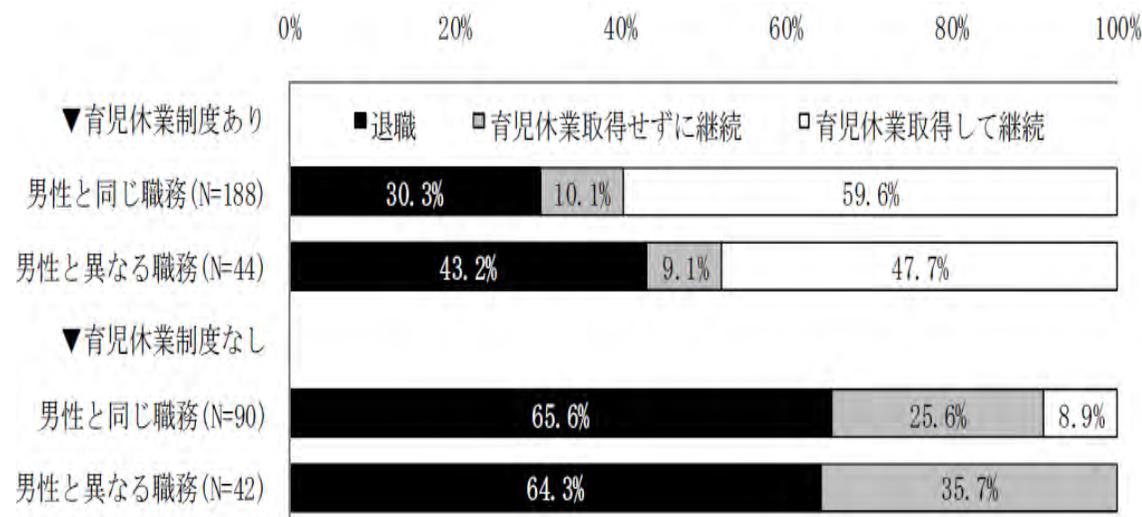
(備考)

平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書(平成24年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング)より。

女性の継続就業率(職務の内容)

- 育児休業制度がある場合は、男性正社員と同じ職務を担う女性正規職員のほうが退職率は低い。

第1子妊娠・出産期の退職率と育児休業取得割合 職務の男性との異同別・育児休業制度の有無別 (妊娠時正規雇用)



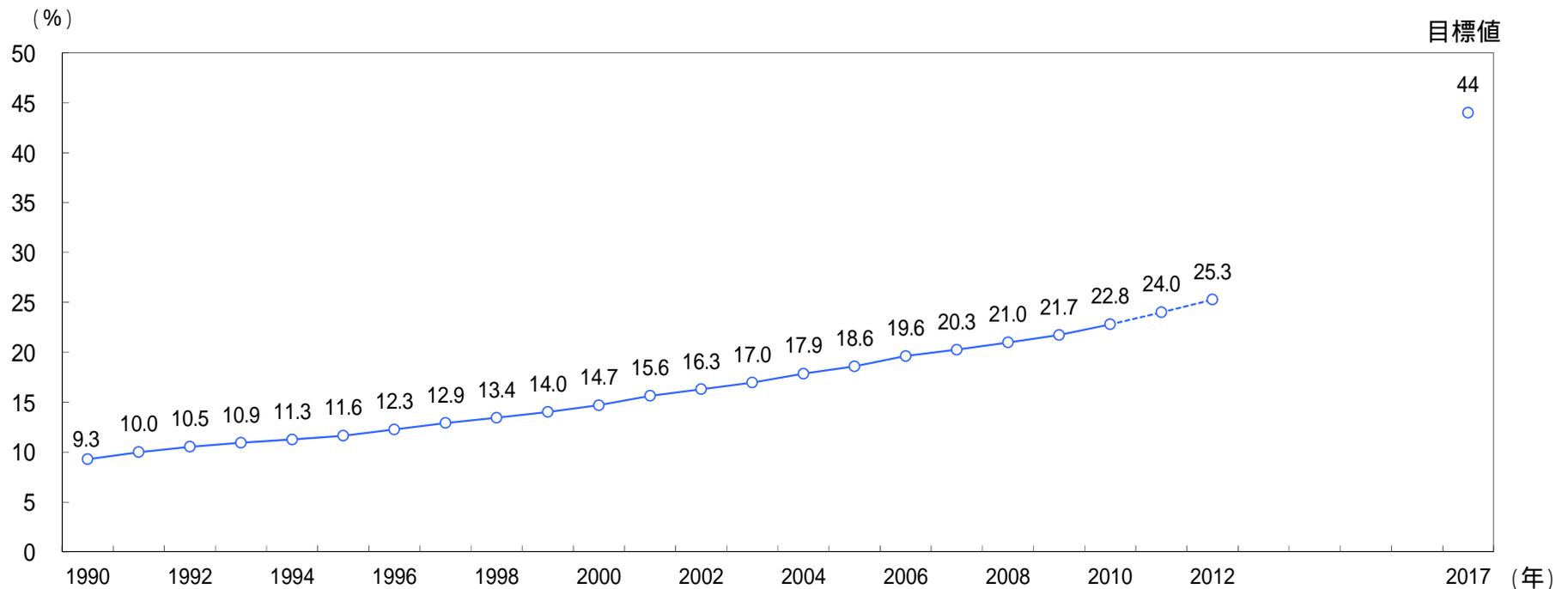
(備考)

「出産・育児期の就業継続—2005年以降の動向に着目して—」(労働政策研究報告書 No.136 平成23年5月31日)より

女性の継続就業率(保育サービス(3歳未満児)) 指標

- 待機児童の8割を占める3歳未満児の公的保育サービス利用割合(3歳未満児の保育所利用児童数の人口比)については、2012年4月1日時点で25.3%となり、引き続き増加している。

保育サービス(3歳未満児の保育所利用児童数の人口比)



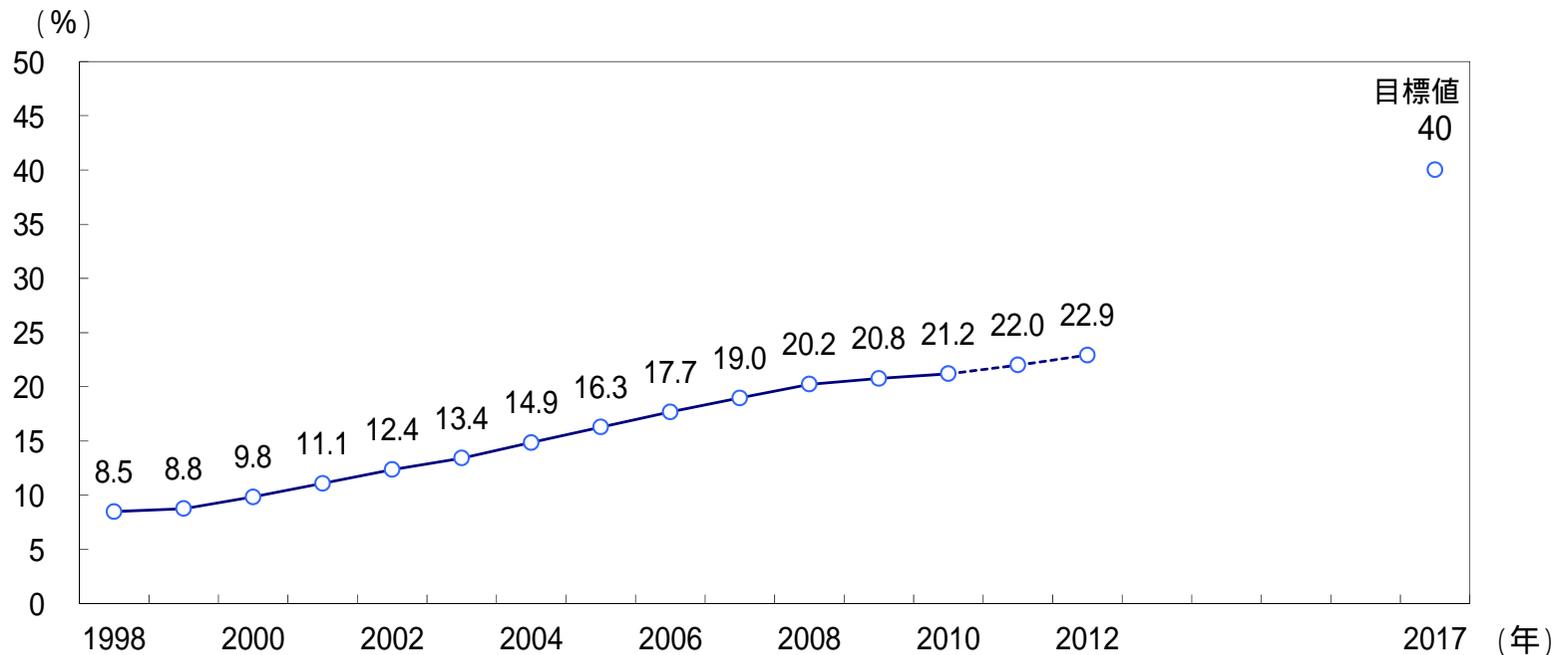
(備考)

- 3歳未満人口は総務省「人口推計」、「国勢調査」より作成。
保育所利用児童数は厚生労働省「福祉行政報告例」より作成。
ただし、2007～2009年は「保育所の状況等について」、2010年以降は「保育所関連状況取りまとめ」より作成。
- 人口は前年10月1日現在、保育所利用児童数は当年4月1日現在の数値。
- 保育所利用児童数の2011年の数値については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の8市町村(岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町)を除いている。

女性の継続就業率(放課後児童クラブ(小学1～3年生))

- 放課後児童クラブ(小学1～3年生の放課後児童クラブ登録児童数の就学児童数に対する割合)については、2012年は22.9%となり、引き続き増加している。
- クラブ数については、2011年の20,561か所から2012年の21,085か所へと引き続き増加している。

放課後児童クラブ(小学1～3年生の放課後児童クラブ登録児童数の就学児童数に対する割合)



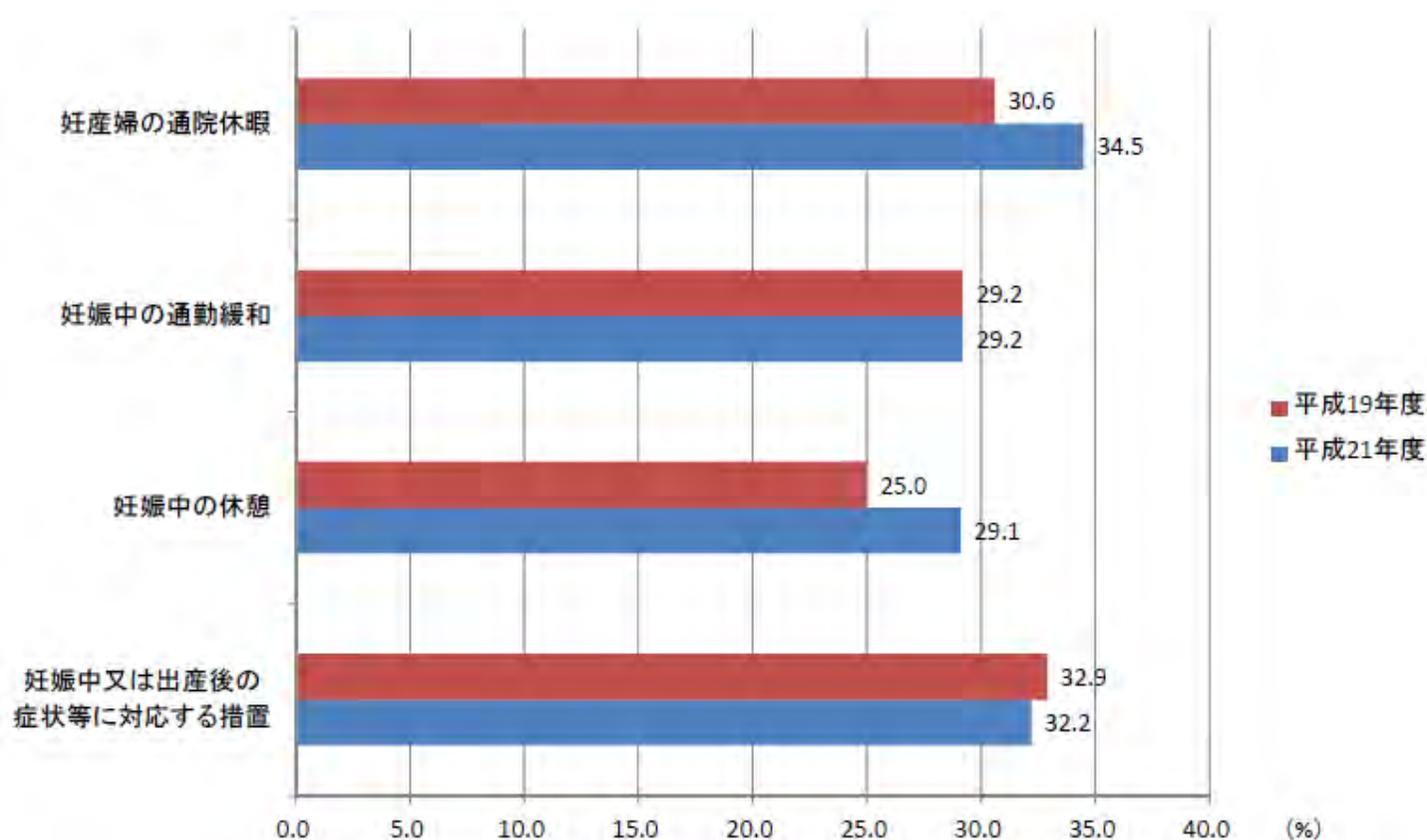
(備考)

1. 放課後児童クラブ登録児童数は、厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況について」による各年5月1日現在の数値。2011年の数値は、岩手県及び福島県の12市町村を除いたもの。
2. 就学児童数は、文部科学省「学校基本調査」による年度値。数値は毎年5月1日現在。2012年の値は速報値。

女性の継続就業率(母性健康管理制度の整備状況)

- 事業所における母性健康管理制度の規定の整備状況をみると、この数年で規定を有する事業所の割合が増加しているものもあるが、概ね3割程度にとどまっている。

母性健康管理制度の規定のある事業所割合(平成19年度、21年度)(M.A.)



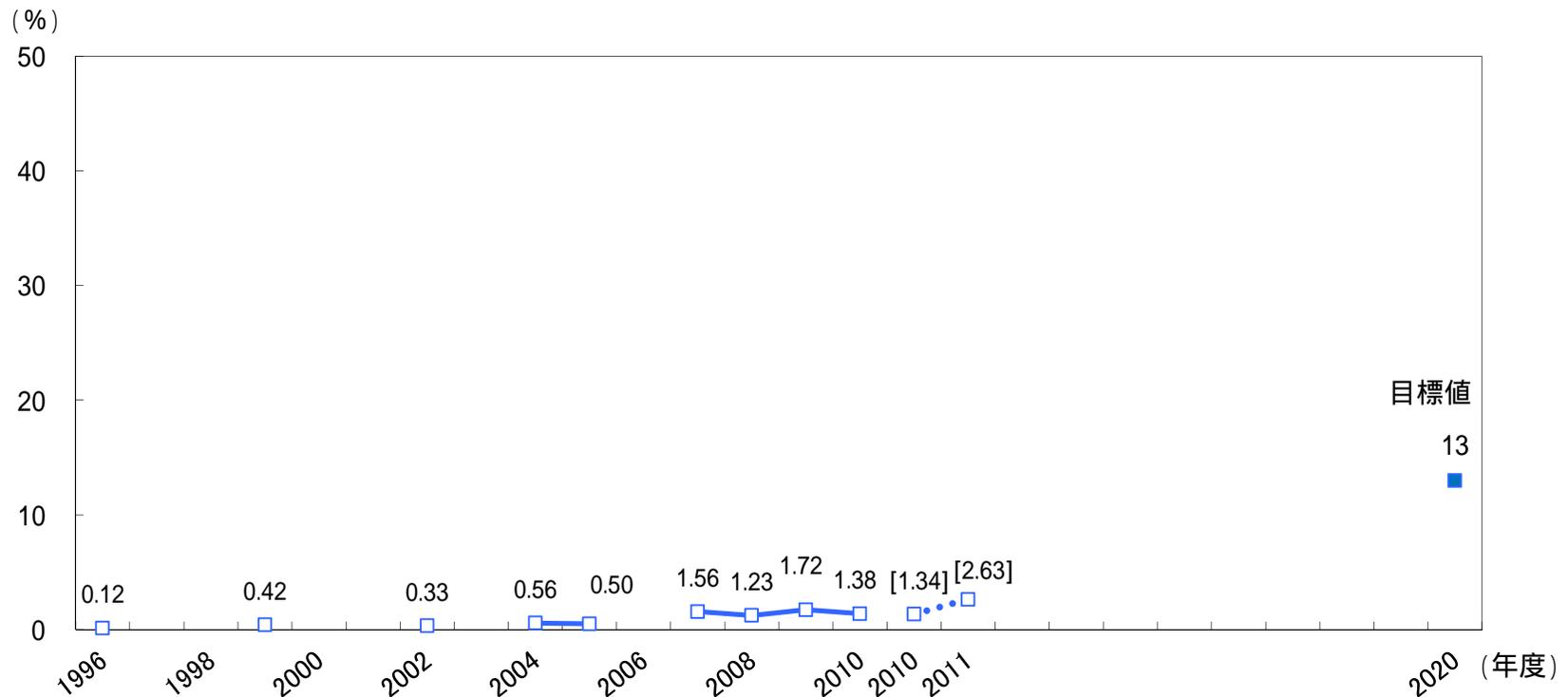
(備考)

1. 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。
2. 常用労働者5人以上の集計値。

男性の育児休業取得率 指標

- 男性の育児休業取得率は、2011年にはじめて2%を超えたものの依然として低い水準で推移。

男性の育児休業取得率



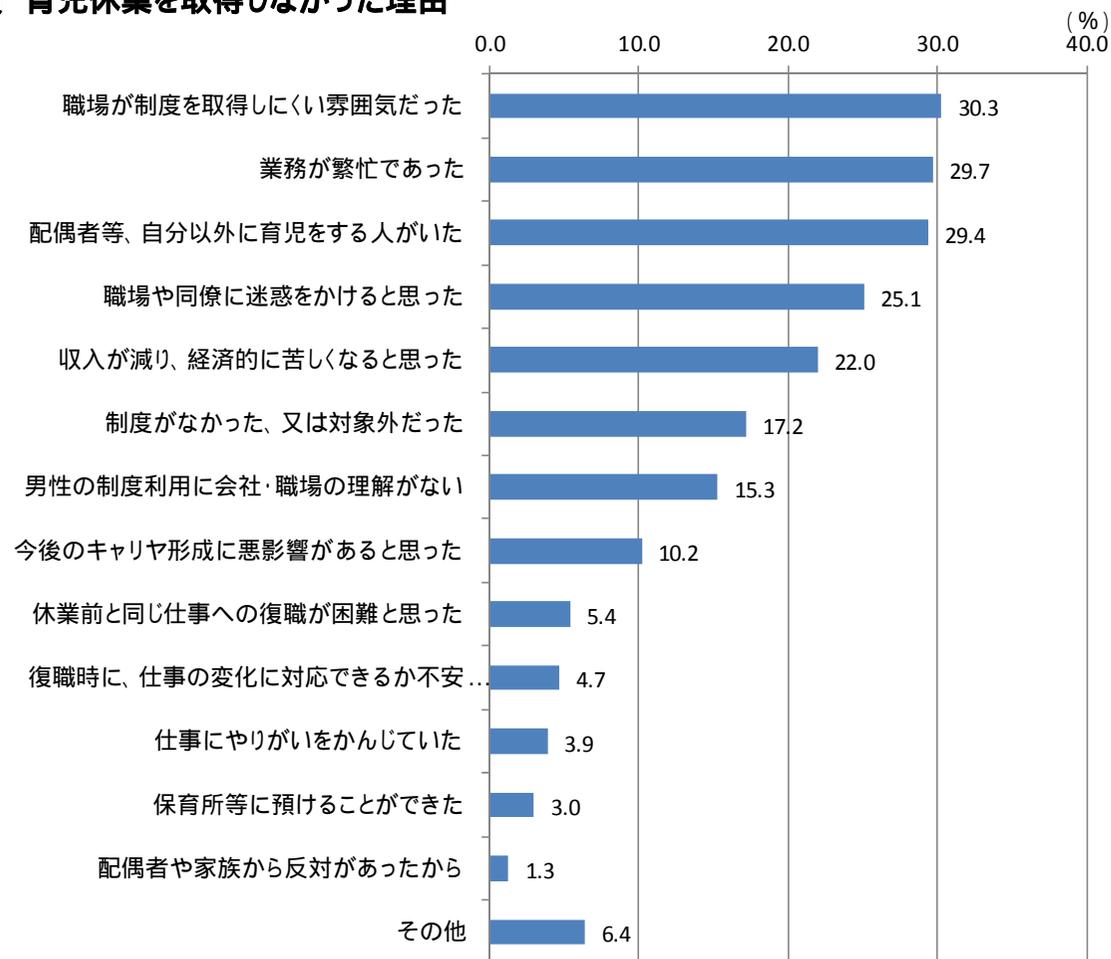
(備考)

- 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」により作成。ただし、2007年以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」による。
- 数値は、調査前年度1年間(平成23年度調査においては、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの1年間)に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の割合。
- 点線の折れ線で示した2010、2011年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

男性の育児休暇を取得しない理由

- 男性が育休を取得しない理由は、職場の雰囲気や多忙な業務、他に育児をする者がいること、職場や同僚に迷惑をかけるという思い、経済的理由などが多い。

男性正社員 育児休業を取得しなかった理由



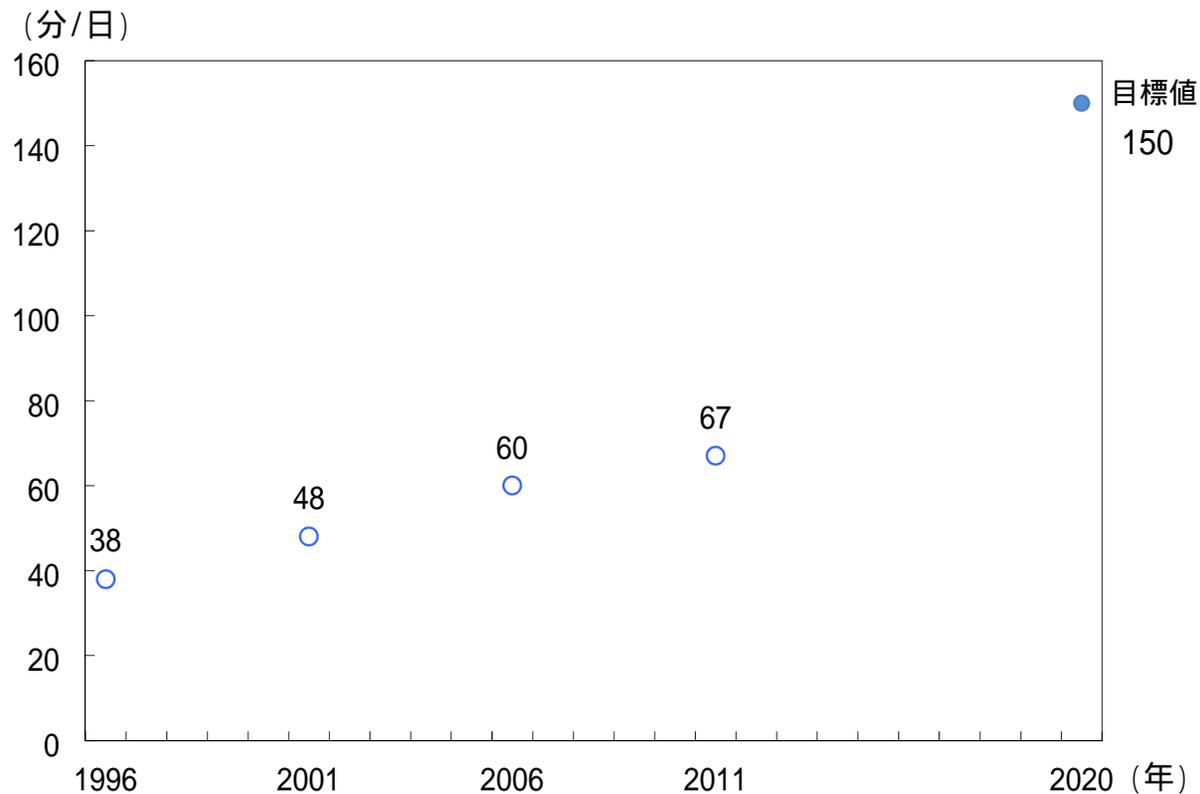
(備考)

1. 平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書 (平成24年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング)より作成。
2. 末子妊娠時・男性(正社員) n=2086、複数回答

6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間 指標

- 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間は、2011年は2006年に比べてわずかな増加にとどまり、低調。

6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間



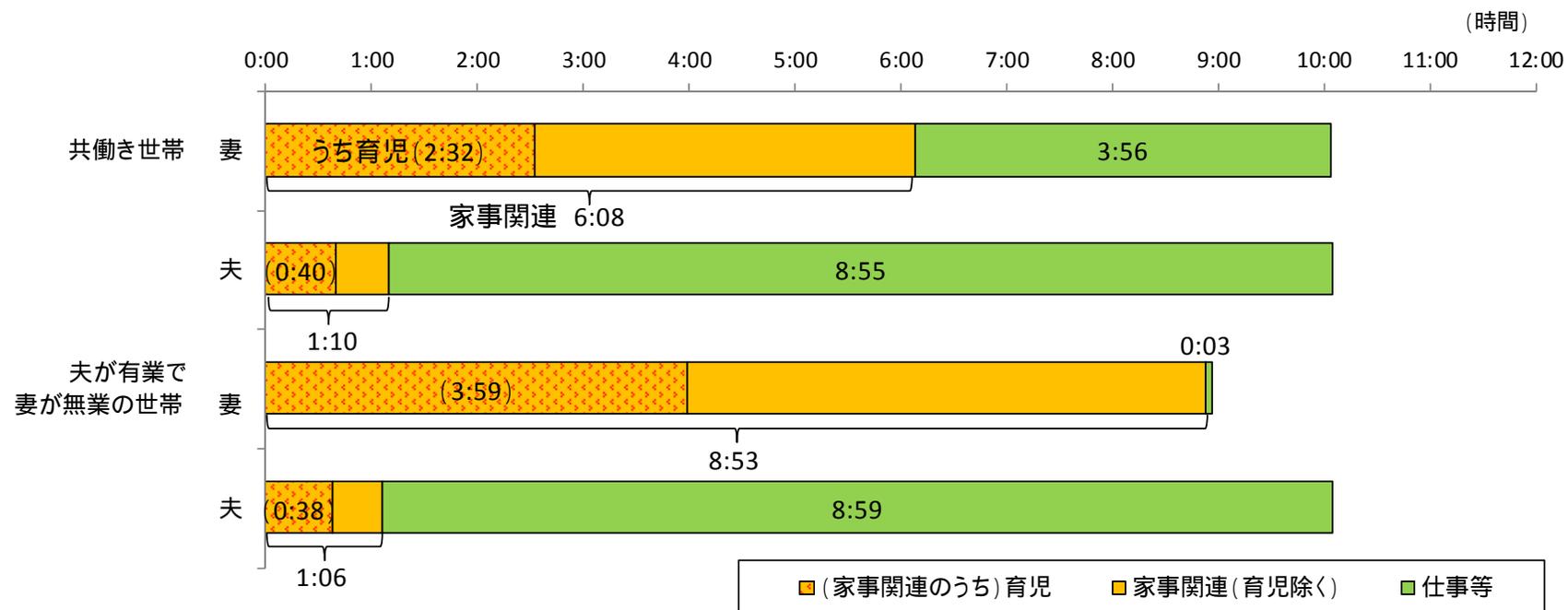
(備考)

1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
2. 数値は、夫婦と子供の世帯における6歳未満の子どもを持つ夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計。

6歳未満の子どもを持つ妻・夫の育児・家事関連時間 (妻の職業の有無別)

○ 共働き世帯でも妻が無業世帯でも、夫の家事・育児のかかわりが低調。

6歳未満の子どもを持つ妻・夫の家事関連(うち育児)時間、仕事等時間(週全体)



(備考)

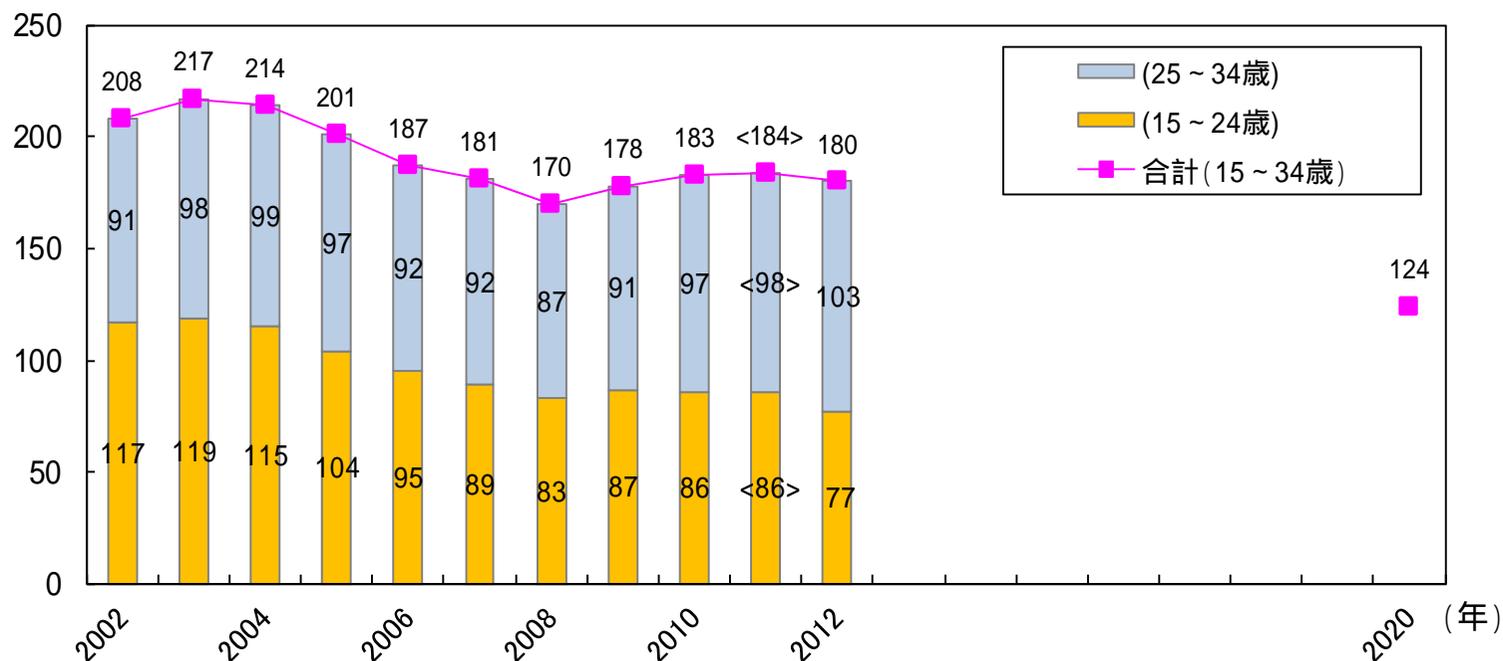
- 総務省「平成23年社会生活基本調査」より作成。
- 数値は夫婦と子供の世帯における6歳未満の子どもを持つ妻・夫の1日当たりの家事関連(うち育児)時間と仕事等時間。
 ※家事関連時間…「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間。
 仕事等時間…「仕事」、「学業」、「通勤・通学」の合計時間。

フリーター数の推移 指標

- フリーター数は、217万人(2003年)をピークに5年連続で減少した後、3年連続で増加し、2011年には184万人となった。2012年は180万人と、前年差4万人の減少。
- フリーター等若年者雇用をめぐる状況の改善により、20～34歳の就業率の向上が期待される。

フリーター数の推移

(万人)



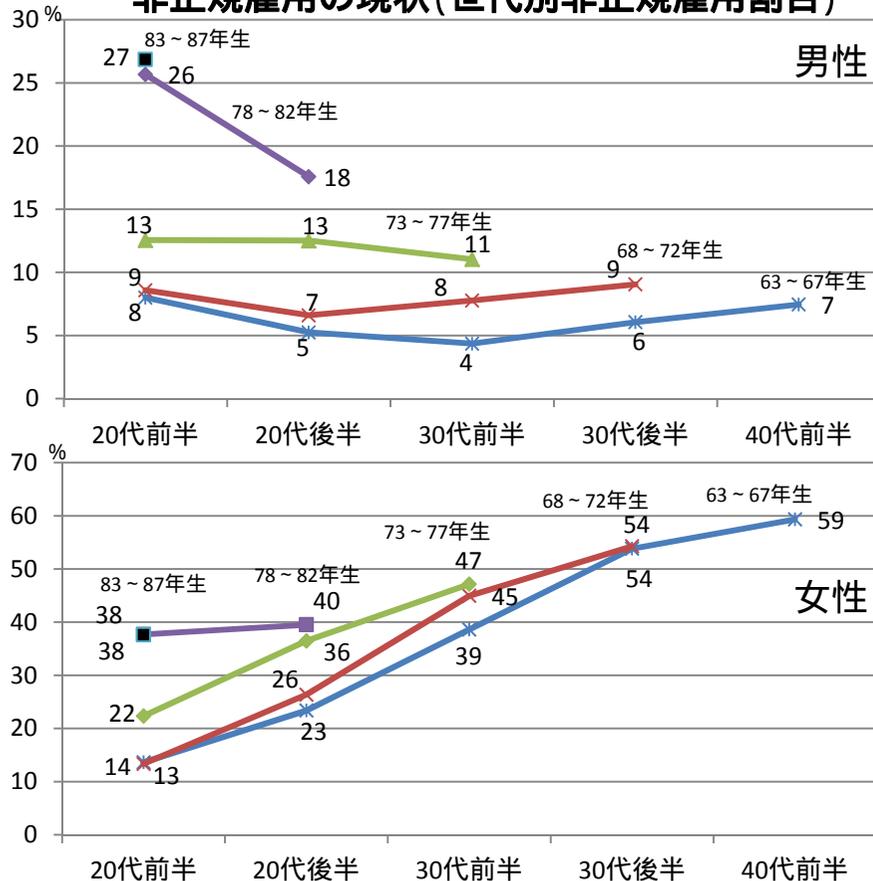
(備考)

- 総務省「労働力調査」より作成。
- 数値は、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計。
- 2011年の<>内の数値は、東日本大震災により調査が困難となった3月から8月までを補完推計した参考値について、平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値。

フリーター数の推移(フリーターの現状)

- 我が国では男女とも若い世代ほど非正規雇用比率が上昇。女性は年齢とともに上昇。
- また、最初にフリーターとして就業したり、その期間が長くなったりすると、正社員となるのが困難となる。

非正規雇用の現状(世代別非正規雇用割合)

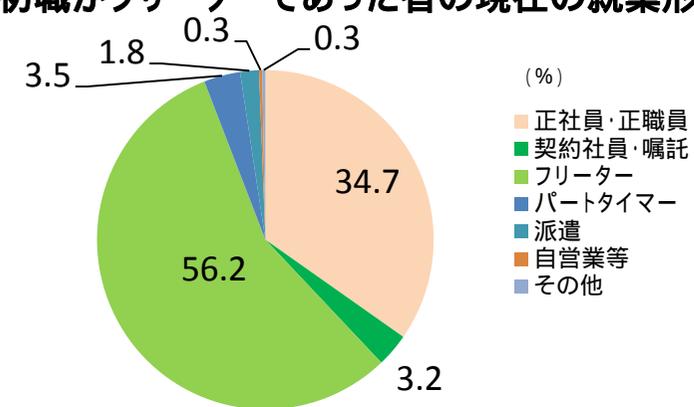


(出典)総務省「就業構造基本調査」(昭和57年、昭和62年、平成4年、平成9年、平成14年及び平成19年)

(注)1)非正規割合は、「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める「非正規の職員・従業員」の割合である。

2)在学中を除く。ただし、平成9年調査までは、雇用者(役員を含む。)のうち卒業生総数及び正規の職員・従業員の卒業生しか把握できず、役員の卒業生及び非正規の職員・従業員の卒業生を把握できない。このため、非正規の職員・従業員の卒業生については、平成14年及び平成19年における雇用者(役員を含む。)の卒業生に占める役員の卒業生の割合を基に厚生労働省労働政策担当参事官室にて推計した。

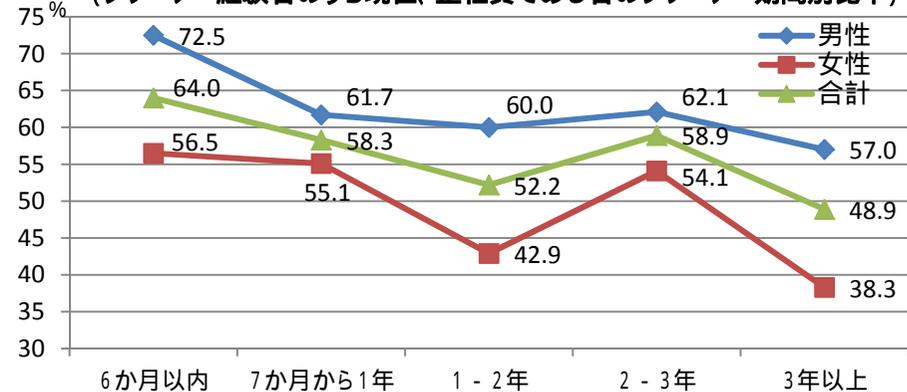
初職がフリーターであった者の現在の就業形態



(出典)リクルートワークス研究所「ワーキングパーソン調査2010」

フリーター期間別の正社員比率

(フリーター経験者のうち現在、正社員である者のフリーター期間別比率)



(出典)独立行政法人労働政策研究・研修機構「大都市の若者の就業行動と意識の展開」

—「第3回 若者のワークスタイル調査」から—

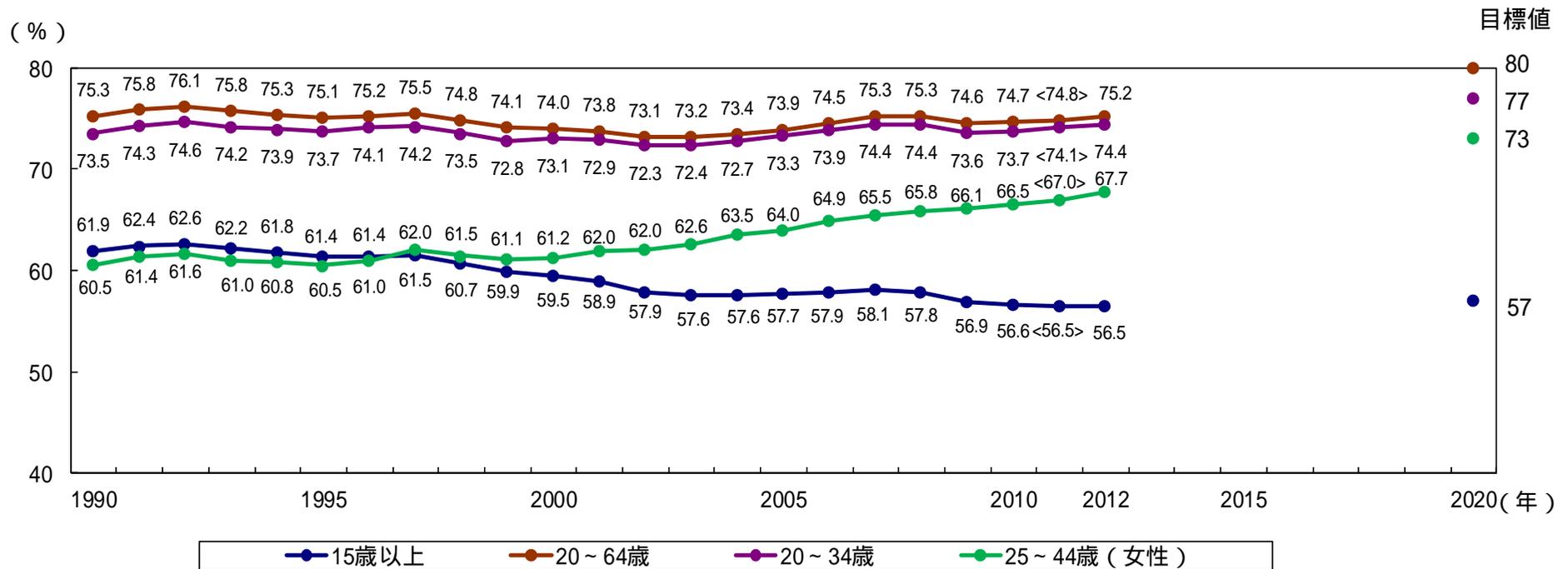
(参考)総務省労働力調査における「フリーター」の定義:

- 15~34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者とし、
- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

就業率の推移 指標

- 2012年についてみると、20～64歳の就業率は、75.2%と前年より上昇。15歳以上の就業率は、2010年以降横ばいで推移。20～34歳の若年層の就業率は、前年から引き続き上昇。25～44歳の子育て期の女性の就業率は、目標値(73%)との差は大きいですが、上昇傾向が続いている。

就業率



(備考)

1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 就業率とは、15歳以上人口に占める就業者の割合である。
3. 2011年の数値<>は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

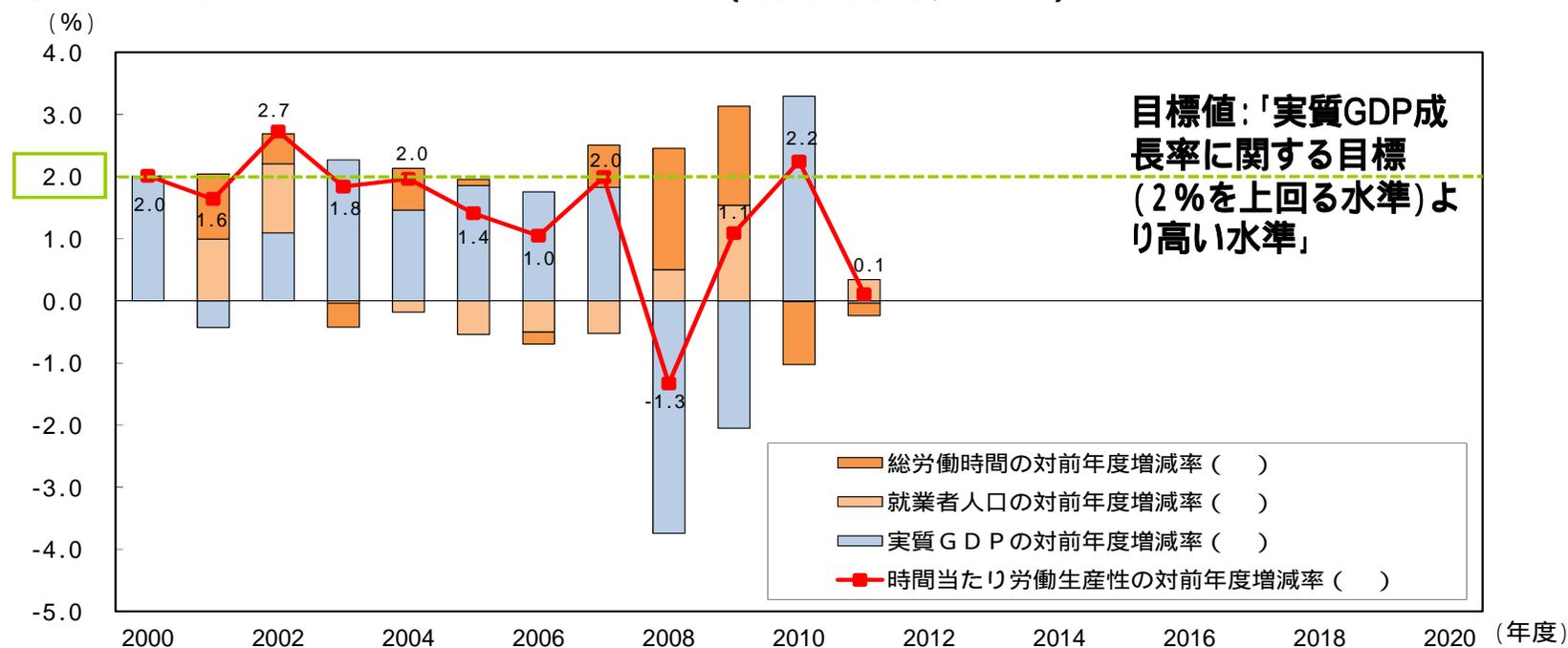
就業率の推移

- 25～44歳女性の就業率については、女性の継続就業をめぐる状況が改善することにより向上することが期待される。
- 20～34歳の若年者の就業率については、フリーター等若年者の就業をめぐる状況の改善により向上することが期待される。
- 20～64歳の就業率は、上記の子育て期女性や若年者における就業率の向上により上がることが期待される。
- 60～64歳の就業率は、改正高年齢者雇用安定法の施行(25年4月1日)に伴い雇用が確保されることにより上がることが期待される。
- 以上により、15歳以上の全体の就業率も向上することが期待される。

時間当たり労働生産性の伸び率 指標

- 2011年度における対前年度の時間当たり労働生産性の上昇率は、東日本大震災等の影響も考えられ、前年度比0.1%と縮小している。
- 時間当たりの労働生産性の伸び率の目標値は、実質GDP成長率の伸び等を前提としている。

時間当たり労働生産性の伸び率の推移(前年度比、実質)



(備考)

1. 【内閣府「国民経済計算」】[連鎖方式]、【総務省「労働力調査」】[年度平均]、【厚生労働省「毎月勤労統計調査」】[5人以上事業所]より作成。
2. 実質GDPは、2012年4～6月期1次速報(2012年8月13日公表)の年度値による。
3. 「時間当たり労働生産性=実質GDP/就業者×総労働時間」から対前年度増減率で表示すると、
「時間当たり労働生産性増減率(④)=実質GDP増減率(③)-(就業人口増減率(②))+総労働時間増減率(①)」となるため、
グラフ上は②及び③はマイナスを乗じている。
4. 労働時間は、2011年2～5月分について、岩手県、宮城県及び福島県の被災3県を中心に、一部調査の中止や有効回答率の低下という東日本大震災による影響が出ている。
5. 就業者数は、2011年3～8月分について、総務省統計局による補完推計値を用いて年度値を算出している。